

# 労働安全衛生法に基づく定期健康診断について

職場で働く労働者の安全と健康の確保と共に、快適な職場環境の形成を目的として、事業主は、労働安全衛生法の定めに基づき、下記による労働者の定期健康診断を行わなくてはなりません。  
(安衛法第66条)

## 1.健康診断の種類

健康診断には、労働者の雇入れ時に行う健康診断、1年以内ごとに行う定期健康診断  
健康上有害な特定業務に従事する者及び深夜業に従事する1年以内に2回行う健康診断があります。

## 2.健康診断の対象者

労働者は、常時使用される者、パート労働者(1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上勤務する者)、期間の定めのない者(契約更新等により1年以上使用される予定の者)が対象となります。

所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満であっても概ね2分1以上であれば健康診断を実施することが望ましいとされています。

## 3. ●受診料(税込み)

◇定期健康診断◇ ◇雇入れ時健康診断◇			
	身長・体重・BMI・視力・腹囲・血圧測定・医師診察・胸部レントゲン(直接)		
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無		
血液検査	中性脂肪・HDL・LDL・総コレステロール・空腹時血糖または随時血糖・赤血球数・血色素量		
	肝機能 GOT・GPT・γ-GTP		
	心電図検査		
聴力	オーディオメーター(1000Hz・※注4000Hz)※雇入れ30db・定健は40db		
会員	9,240円 (税込み)	非会員	9,460円 (税込み)
特定従事者年2回目 胸部レントゲンなし			
会員	7,700円 (税込み)	非会員	7,920円 (税込み)

☆別紙日程表をご参照のうえ、申込書に日付や健診場所を記入願います。

☆4月1日実施分より料金が改定となりますので、ご了承をお願いいたします。

- 申込み先 (公社)宮城労働基準協会古川支部 TEL0229-23-2257
- 申込み方法 宮城労働基準協会のホームページにある「健康診断申込書」をご使用の上、FAXでお送り下さい。 FAX0229-23-2259
- お申し込みは、希望受診日の**1ヶ月前**までにお願います。